

厚生労働省
岐阜労働局発表
平成21年2月27日

担当者	職業安定部	職業安定課
	課長	西尾義男
	課長補佐	大野一広
	電話	058-263-5519

関公共職業安定所における個人情報の漏えいについて

岐阜労働局（局長 藤井龍一郎）は、関公共職業安定所（所長 村木宜弘）における個人情報（雇用保険受給資格者証）の漏えい事案について、下記のとおり、事実関係を確認し、必要な措置を講ずることとしましたので、概要をお知らせします。

1 概要

雇用保険受給資格者（以下「受給資格者」という。）から失業の認定を受けるために提出された雇用保険受給資格者証（以下「資格者証」という。）を返却時に誤って他の受給資格者に交付したものを。

資格者証に記載されていた個人情報は、氏名、年齢、生年月日、住所、写真、雇用保険取得年月日、離職年月日、所定給付日数、基本手当日額、振込先金融機関番号、支店番号、口座番号等である。

2 経過

- (1) 平成21年2月19日（木）、関公共職業安定所（以下「関所」という。）において失業の認定と支給決定を受けるため失業認定日に来所したAさんから、提出した資格者証が返却されていない旨の申し出があった。
- (2) 職員が机上等を探すとともに、担当課長は誤交付の可能性があると考え、当日に失業の認定を行った受給資格者全員に対して電話で他人の資格者証が交付されていないか否かの照会を行うこととした。この間に、Aさんから後ほど来所するのでその時に返却するよう求められた。
- (3) 夕方、再び来所したAさんにまだ発見できていない旨を説明したところ、発見次第連絡するよう求められた。
- (4) その後、職員がBさんに照会したところ、自分以外の資格者証を保管しているとのことであったため、同日、所長及び係長がBさん宅を訪問し、資格者証を2枚重なった状態で交付したことを確認し、個人情報の漏えいについても確認した。
また、経過の説明と謝罪を行い、Aさんの資格者証を回収した。
- (5) 同日、所長及び管理課長がAさん宅を訪問し、経過を説明の上、謝罪を行うとともに、今後の個人情報漏えい防止の徹底について説明し、了解を得た。併せて、次回の失業認定日に必要な資格者証等の書類を交付した。

3 今後の対応策

- (1) 関所においては、所長から2月20日(金)に全職員に対して個人情報の管理の徹底について緊急の研修を行うとともに、同月23日(月)から順次、全相談員に対しても個人情報の管理の徹底について研修を行うこととした。

また、失業の認定後に受給資格者に対して関係書類を確実に交付するように業務の流れを見直し、その取扱いについて徹底するとともに、資格者証を交付する際、受給資格者本人と交付者相互による記載内容等の確認を徹底するよう指示した。

- (2) 岐阜労働局においては、今回の事案の経過等を総務部長から管下の労働基準監督署を含む局全体に情報提供し、個人情報の保護の重要性及びその漏えい防止に関する注意喚起を重ねて行うとともに、併せて、個人情報の適正な管理の徹底と再発防止について指示をした。